

令和5年度固定資産税に関する調

(3) 償却資産

ア 納税義務者数に関する調

市町の別	区分	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
	市計	28,814	13,815	14,999
	町計	3,690	1,805	1,885
	県計	32,504	15,620	16,884

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	220,239,672	218,434,103
	機械及び装置	735,331,543	702,578,033
	船舶	22,253,138	11,209,877
	航空機	7,657	7,657
	車輛及び運搬具	5,106,644	5,100,018
	工具、器具及び備品	114,810,019	114,546,115
	小計	1,097,748,673	1,051,875,803
法第十九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	460,882,801	425,269,315
	県知事が価格等を決定し配分したもの	21,351,862	20,186,698
	小計	482,234,663	445,456,013
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,579,983,336	1,497,331,816
同内上訳	市町分の額		1,497,331,816
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	204,729,526	203,112,857
	機械及び装置	678,302,546	646,700,421
	船舶	20,315,250	10,504,025
	航空機	7,657	7,657
	車輛及び運搬具	4,736,326	4,735,980
	工具、器具及び備品	107,380,321	107,147,860
	小計	1,015,471,626	972,208,800
法第十九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	274,772,872	241,743,365
	県知事が価格等を決定し配分したもの	21,020,989	19,866,046
	小計	295,793,861	261,609,411
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		1,311,265,487	1,233,818,211
同内上訳	市町分の額		1,233,818,211
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類		決定価格(千円)	課税標準額(千円)
市町長が価格等決定したもの	構築物	15,510,146	15,321,246
	機械及び装置	57,028,997	55,877,612
	船舶	1,937,888	705,852
	航空機		
	車輛及び運搬具	370,318	364,038
	工具、器具及び備品	7,429,698	7,398,255
	小計	82,277,047	79,667,003
法第十九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	186,109,929	183,525,950
	県知事が価格等を決定し配分したもの	330,873	320,652
	小計	186,440,802	183,846,602
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの			
合計		268,717,849	263,513,605
同内上訳	市町分の額		263,513,605
	県分の額		